

○新築家屋(注文住宅等)・建築後使用されなかったことのない家屋(建売住宅等)

区分	【(イ)の(a)(c)(e)】 個人が新築したもの (注文住宅等)	【(イ)の(b)(d)(f)】 建築後未使用の住宅 (建売住宅等)
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新築後1年以内の家屋であること。 ・所有者自身が自己の住宅の用に供する家屋であること。 ・床面積が50㎡以上であること。 ・併用住宅については、その床面積の90%を超える部分が居住用であること。 ・区分所有家屋については、建築基準法上の耐火または準耐火建築物であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得後1年以内の家屋であること。 ・取得原因が「売買」または「競落」であること。
必要書類	<p><input type="checkbox"/> 検査済証及び確認済証</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し(建築した建物の所在地に住所を移した後のもの) ※申立書による場合は最新のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 所在地に住所を移していない場合は、申立書 ※申請者による独自様式での申立書の場合、現在住んでいる家屋の処分を明示した書類が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> ①～②のいずれか1つ</p> <p>①登記事項証明書(表題登記)</p> <p>②表題登記申請書の写しと登記完了証 (電子申請の場合は登記完了証のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、該当の申請書の副本と認定通知書(変更がある場合には変更認定申請書及び変更認定通知書)</p>	<p><input type="checkbox"/> 検査済証及び確認済証</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し(建築した建物の所在地に住所を移した後のもの) ※申立書による場合は最新のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 所在地に住所を移していない場合は、申立書 ※申請者による独自様式での申立書の場合、現在住んでいる家屋の処分を明示した書類が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> ①～②のいずれか1つ</p> <p>①登記事項証明書(表題登記)</p> <p>②表題登記申請書の写しと登記完了証 (電子申請の場合は登記完了証のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の場合は、該当の申請書の副本と認定通知書(変更がある場合には変更認定申請書及び変更認定通知書)</p> <p><input type="checkbox"/> ①～④のいずれか1つ</p> <p>①売買契約書</p> <p>②売渡証書</p> <p>③登記原因証明情報</p> <p>④その他、取得年月日を確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋未使用証明書</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権の設定登記の場合 ※増築も可 (床面積の要件は増築後で判定、増築工事完了日から1年以内に登記) ①～③のいずれか1つ(当該家屋の新築・取得のための資金の貸付に係るもの)が必要です。 ①金銭消費貸借契約書 ②債務の保証契約書 ③登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限る。) ※増築の場合は、増築に係る表題登記を変更した登記事項証明書が必要です。 ・必要書類についてはコピーの提示でも構いません。確認書類は還付します。ただし、申立書は提出書類ですので原本をご提出ください。 	